

P.167 8番（大原裕貴君）

◆8番（大原裕貴君）＝登壇＝芦屋維新の会を代表し、議員提出議案第8号、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

議員報酬については、議会基本条例第24条第2項にて「芦屋市特別職報酬等審議会の意見のほか、市の財政状況、市民の生活実態等を考慮し、検討するものとする。」と定められています。この条文から考えますと、今回の提案は適当なものではないかもしれません。事実、芦屋市の報酬審議会においては、報酬を引き上げるべきとの答申が出され、今任期より報酬の引き上げが行われております。

また、市民の財政状況、市民の生活実態に目を向けた場合、市民税による税収が上がっているということもあり、市民全体が苦しい生活を強いられているという明確な根拠を上げられる状況でないというも事実です。

しかしながら、今回提案されている議案は、報酬審議会の決定を軽視するようなものではなく、部長級、課長級の給与引き下げ及び市長、副市長、教育長の期末手当の引き下げという行動を受けての提案です。

今回の給与引き下げは、ラスパイレス指数を引き下げたためのものであり、市民の財政状況の悪化を鑑みてという性質のものではありません。よって、理屈で言うと議員が同調する必要はないのかもしれませんが。

今回の提案はあくまで行政が給与を削減する中で、議会が黙っていてもいいものか。議会と行政は車の両輪ではないのかという考えのもと、議員としての精神を示す意図が大きなウエートを占めているものであると考えます。そして、この精神は賛同するに足り得るものであると考えます。よって、議員提出議案第8号について、賛成をいたします。

以上、議員提出議案第8号に対する賛成討論といたします。